

スクールバスについて

これまで保護者から頂いたご質問への回答（令和8年10月）

緊急時・事故対応について

Q1：事故があった場合の対応は？

A：運転手がスクールバスを安全な場所に移動させ、警察や消防に通報した上で、学校や教育委員会に連絡します。
その後学校からさくら連絡網等を通じて保護者にご連絡いたします。

保険について

Q2：乗車中の保険についてはどのようになるのか？

A：車両のリースにあたり、自賠責保険に加え自動車保険に加入いたします。（対人・対物　搭乗者保険）

Q3：スクールバス以外の通学の場合、学校保険（スポーツ振興センター）は適用されるのか？

A：事前に学校が承認している通学ルート、通学方法であれば補償の対象として検討できるとのことです。
自動車による送迎の場合は自動車保険による対応が優先し、補償しきれない内容のみ対象となります。

⚠ 気象警報時の対応について

Q4：警報発令時の対応は？

A：登校後に警報が発令された場合、まずは学校待機とし、安全に下校可能であると校長が判断できましたら、事前に保護者と協議した方法で下校していただく対応となります。スクールバスについては市が直接運営する形を想定しており、安全を確認の上で運行します。

運転手の健康管理・安全確認

Q5：運転手の健康管理や安全確認はどうなるのか？

A：運転手のアルコールチェックや健康チェックを乗車の都度実施し、教育総務課が安全に運行できる体制を整える予定です。

☑ 乗車確認・乗り遅れについて

Q6：乗車確認についてはどのように行うのか？

A：車内で乗車児童名簿を管理し、乗車状況を確認します。位置情報・乗降確認システムのアプリより、保護者の方が児童の乗降状況を確認することができるように対応いたします。

Q7：バスに乗り遅れた場合はどうなるのか？

A：スクールバスは定時運行となりますので、停留所に時間の余裕をもって到着するようご協力をお願いいたします。
乗り遅れた場合はご家庭で対応を考えていただくこととなります。

Q8：バス停での見守りはあるのか？

A：各校において、保護者と地域が連携して見守り活動を行っている例があります。
保護者と学校、地域で見守りについて話し合いをしていただき、体制を作っていくことが可能です。
（文部科学省「登下校見守り活動ハンドブック」）

Q9：学校を欠席する場合、バスの運転手にどのように連絡すれば良いか？

A：さくら連絡網で学校へ連絡していただくとともに、アプリからバスに乗車しないことの連絡をしていただく予定です。

乗車時の配慮について（トイレ）

Q10：乗車時の配慮について（乗車中にトイレに行きたくなった場合のことが心配）

A：スクールバスは基本的に定時運行となるため、ご自宅を出発する前にトイレを済ませていただくようお願いいたします。
座席指定の配慮等、できることについては学校と連携しながら対応させていただく予定です。
他地域で運行しているスクールバスにおいても同様の対応としています。

Q11：運行時間が40分を超える場合、それでも困ってしまうことがあるのではないか。

A：緊急の対応の際に活用可能な公共施設等について、事前に確認いたします。様々なシチュエーションでの対応について、
運転手への研修を実施します。

運行管理・遅延対応について

Q12：バスが遅延した場合の対応は？

A：交通トラブルにより授業に間に合わないなど、バスが大幅に遅延した場合は、運転手から学校に報告し、保護者へのご連絡が
必要な場合には、さくら連絡網等によりご連絡いたします。

Q12-2：バス停での待ち時間が短いので心配している。

A：定時運行となりますが、多くの児童が乗降するバス停での待機時間を長くすることは検討可能です。
代わりに、始発の停留所の出発時間が少し早まる形となります。

乗車対象児童について

Q13：乗車対象児童が鼓阪校区内の通学距離1．8km以上の児童ということであるが、1．8km未満であっても低学年にとって徒歩通学は厳しいため、例えば1年生だけでも距離に関係なくスクールバスの乗車対象とできないか？

A：バスの座席数により、乗車していただける児童数は限られますが、新1年生の間については、通学距離に関わらず利用していただけるよう対応いたします。（※スクールバスの乗車対象は、原則片道2kmを基本の基準としますが、鼓阪地区の事情（同じ集合住宅で対象が分かれるなど）を考慮し、片道1．8kmとしております。）

Q13－2：座席に空きがあるのであれば、学年問わず距離に関係なくスクールバスの乗車対象とできるのではないか？

A：スクールバス導入の目的は、統合再編により遠距離通学となる児童への通学支援であり、全児童が乗車していただくことは難しいと考えますが、まずは、保護者への乗車希望調査を早期に進め、どのような対応が可能であるかについて確認します。

乗降するバス停について

Q15：提示されている乗降場所が自宅から不便であるため、他の場所に変更できないか？

A：安全に乗降でき、ダイヤに影響の少ない場所であれば、乗降場所の変更を検討することができます。

交通規制について

Q16：スクールバスのルート上に時間帯進入禁止の交通規制があるが問題ないか？

A：運行ルート等について、警察署に相談しています。車両の納車後に、警察署に通行許可を申請する予定です。

学校行事・参観への来校について

Q17：学校行事の際の保護者の交通手段はどうなるのか？

A：車で学校に来ていただくことは原則認めていないため、公共交通機関や自転車を利用いただくか、車の場合は近隣のコインパーキング等に停めていただく形となります。

携帯電話の使用について

Q18：安全のため、子どもに携帯電話を持たせても良いか？

A：学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止ですが、登下校中に防災・防犯上の緊急連絡や所在確認等のために使用する目的においてのみ、例外的に持込みを認めます。学校と児童生徒・保護者との間で一定の合意がなされている場合に限ります。
（「学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン」）

通学路安全対策について

Q19：通学路交通安全についての進捗や予定は？

A：令和6年度、令和7年度と鼓阪小・佐保小合同で通学路の安全点検を実施してきました。令和6年度決定の安全対策については路側線やグリーンベルト、路面標示の設置等が完了しています。令和7年度決定分についても令和8年度内に完了予定です。令和8年度においては8月4日（火）に同様の安全点検を実施し、安全対策を検討しております。開校に向けてできる限りの安全対策を進めてまいります。

バス車両の確保について

Q20：バス（車両）の確保は問題ないのか？

A：7月15日に、運行車両2台の入札を完了し、3月初旬に納車予定となっております。